

## 「Vario Data Protect サービス利用契約約款」

**Vario Data Protect** サービス利用契約約款(以下「本約款」といいます)は、パリオセキュア株式会社(以下、「パリオセキュア」といいます。)が提供する **Vario Data Protect** のサービス(各サービスの無償版を含み、以下「各サービス」といいます。各サービスを総称して「本サービス」といいます。)をご利用されるお客様に適用され、お客様は本約款に基づいて、本サービスをご利用いただくものとします。お客様が本サービスの利用のお申込みをされた時点で、本約款の内容をすべて確認し同意したものとみなします。

本約款の他、本サービスのご利用につきサービス毎に個別の規約、ガイドライン、ポリシー等が付加される場合があります。各サービスご利用の際にご確認ください。

なお、パリオセキュアの販売代理店及び再委託先がお客様に本サービスを提供する場合には、本契約はお客様とパリオセキュアの販売代理店及び再委託先との本サービスの提供に関する全ての関係にも適用されます。

### 第 1 条 (定義)

本約款における用語の定義は以下のとおりとします。

- ① 「お客様」とは、本約款を承認のうえ、パリオセキュア所定の手続に従い本サービスの利用をお申込みされた法人・団体および、パリオセキュアによって本サービスのご利用を許諾された方をいいます。
- ② 「利用ユーザ」とは、お客様の管理のもと、各サービスを有償または無償版で利用するユーザとしてお客様が設定した人をいいます。
- ③ 「本注文書」とは、本約款を承認のうえ各サービスのお申込みを行うための注文書類(その添付書類を含みます)で、お客様とパリオセキュアとの間で、随時契約として締結されるものを意味します。本注文書は、本約款を参照することによって、本契約に組み込まれたものとみなされます。
- ④ 「サービスシステム」とは、主として本サービスの用に供することを目的とした設備で、パリオセキュアが提供するものをいいます。
- ⑤ 「端末設備」とは、サービスシステム以外に本サービスの利用に必要な各種サーバ、端末設備、その他通信設備および通信網であって、お客様ならびに利用ユーザご自身が設置またはパリオセキュア以外の第三者と契約するものをいいます。
- ⑥ 「管理者情報等」とは、ログインするためのIDおよびパスワード(以下、「管理者情報」といいます。)、メールアドレス、アクセス URL、その他利用ユーザが各サービスにアクセスする際に必要となる情報をいいます。

### 第 2 条 (利用申込の成立等)

1. お客様が、パリオセキュア所定の方法で本サービスに申し込み、パリオセキュアが当該申し込みを受領したときに、本約款に基づく本サービスの提供に関する契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。
2. パリオセキュア所定の方法により本サービスに申し込み頂いたお客様は、本契約を締結する権限を有する一人(またはそれに準ずる団体)であるものとします。
3. お客様は前項に基づき、パリオセキュアに対する本サービスへの申し込み後は、パリオセキュアの事前の承諾なく、申し込み内容の変更または撤回はできないものとします。また、本契約成立後においては、第 7 条第 1 項で定める契約期間中、お客様は本契約を解約できず、またいかなる行為又は不作為にかかわらず、申し込みした本サービスの数量を削減できないものとします。
4. パリオセキュアは、本契約の各お申込みについて、各事項等を確認審査する場合があります。
5. パリオセキュアは、各お申込みが、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することにより、本サービスのお申込みを拒絶する、または当該契約を解除することができるものとします。① 不実の内容にて申込みが行なわれた場合。② 該当申込み者が、過去にパリオセキュアが提供する各サービス等において契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとパリオセキュアが判断した場合。③ 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとパリオセキュアが判断した場合。④ その他パリオセキュアが業務の遂行上著しい支障があると判断した場合。

### 第 3 条 (サービスの利用)

1. お客様はサービスに必要な端末設備を用意するものとします。
2. パリオセキュアは、本契約に従い、お客様に対して本サービスを提供します。なお、本サービス内容はパリオセキュアからお客様に対して別途通知するものとします。また、パリオセキュアは、本サービスの利用に関する一般的取扱方法や制限(管理者数や本サービスによりお客様のデータが保持される最大日数等を含むがこれに限られません)を設け、またこれらを変更することができるものとします。
3. お客様は、本サービスのご利用に際し、所定の登録フォームまたはお客様とパリオセキュアの間で、随時契約として締結される本注文書にて現在の正確かつ完全な情報を記入し登録処理を完了させ、管理者情報等(以下「認証情報」という)を取得するものとします。なお、お客様は、認証情報を自己の責任において管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、または、担保に供する等いかなる処分もしてはなりません。また、お客様の認証情報が第三者に利用されたことによってお客様が損害を被った場合においても、パリオセキュアは一切責任を負わないものとします。
4. パリオセキュアは、お客様に対して、本約款に従い、本サービスを日本国内において非独占的、譲渡不能でかつお客様の社内業務目的でのみ利用できる権利を許諾します。なお、本サービスの利用過程において別途パリオセキュアが定める使用許諾書等がある場合には、当該使用許諾書を優先して適用するものとします。

### 第 4 条 (パスワード管理について)

1. お客様は、パスワードの管理について全ての責任を負い、さらにお客様のパスワードを使って行われる本サービスに対する全てのアクセス及び利用についての責任を負います。パリオセキュアはお客様がパスワードを忘れた場合でもパスワードを提供する義務を負いません。正規のパスワードがない場合、お客様のデータは暗号化されたままで、アクセスできません。

### 第 5 条 (無償版)

1. パリオセキュアは、お客様に本サービスを無償でご提供できることとし、当該無償期間は、お客様が本約款を承諾しているものとします。
2. 第 16 条(限定補償)に係らず無償版利用期間中、本サービスはいかなる保証も伴わない「現状有姿」で提供されます。

### 第 6 条 (有償サービス)

1. パリオセキュアは、有償サービスを、本契約及び該当する本注文書に従って、利用期間中、お客様に提供するものとします。お客様は、自己の本契約に基づく本サービスの利用について、将来の機能又は特徴の提供を条件とするものではなく、またパリオセキュアの将来の機能又は特徴に関する口頭又は書面の対外的なコメントに依存するものではないことに同意することとします。

### 第 7 条 (サービスの契約期間)

1. 本契約は、本サービスの本申込書に記載のある契約開始日に発効し、本契約に従って許諾された全てのオプションサービスが満了又は解約されるまで存続します。但し、何れかの当事者が相手方に対して、該当する利用期間が終了する 30 日以上前に、書面で更新しない旨の通知をした場合には、この限りではありません。
2. 本サービスの契約を終了した後は、パリオセキュアは契約者に対し、解約にかかる終了日の翌日から一切の責任を負わないものとします。また、本サービスにて保管している一切のデータは、提供終了日より1か月以内に削除することとします。
3. 本サービスの最低利用期間は、サービス開始日から 1 年後の日が所属する月末日とします。

### 第 8 条 (有償サービスの利用料金)

1. お客様は、本契約に基づく全ての本注文書に定める全ての料金を支払うものとします。本契約又は本注文書に別段の定めがない限り、料金は、日本円で表示され、支払われます。料金はサービスのお申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。支払義務は取消不能であり、支払済の料金は返金不能です。初期費用は、有償サービスの利用開始日をご請求の基準日と致します。
2. パリオセキュアは、お客様に本注文書に記載のあるご利用開始日以後に請求を行います。但し、該当する本注文書に別段の定めがある場合はその限りではありません。本注文書に別段の定めがない限り、請求された料金は、当該ご利用開始日の翌月末を支払期限とします。お客様は、本サービス利用期間中は、パリオセキュアに対し、完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を提供し保持する責任を負います。
3. パリオセキュアが何れかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、パリオセキュアの判断で、次の措置を取ることができます。当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、各月の未払残高に対し年率 14.6%の遅延損害金を加算して請求すること。
4. お客様の本契約又はパリオセキュアのサービスについて、別途契約に基づくパリオセキュアに対する金銭債務の履行が、30 日以上遅滞している場合には、パリオセキュアは、パリオセキュアのその他の権利及び救済を制限することなく、当該契約に基づくお客様の未払の料金債務について、期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎えるものとします。また、パリオセキュアは、当該債務が全額支払われるまで、サービスを停止することができます。
5. 別段の定めがない限り、パリオセキュアの料金には、いかなる租税公課、関税又はそれらに類似する、いかなる種類の政府の賦課金(付加価値税、売上税、利用税又は源泉徴収税を含みますが、それらに限定されません) (以下、総称して「税金等」といいます)も含まれていません。お客様は、お客様の本契約に基づきお申込みに関連する全ての税金等を支払う義務を負います。もし、パリオセキュアが、お客様が本項に基づき責任を負う税金等を納税又は徴収する法的義務を負っている場合、該当する金額はお客様に請求され、お客様は当該金額を支払うものとします。但し、お客様が、該当する課税当局が承認する有効な免税証明書を提供する場合には、この限りではありません。パリオセキュアは、パリオセキュアの収益、資産及び従業員に基づきパリオセキュアに課される税金についてののみ、責任を負います。

### 第 9 条 (制限事項)

1. お客様は、本約款またはパリオセキュアの書面による事前の承諾により明示的に許諾していない限り、次の各号に記載の行為をしてはなりません。① 本サービスを自己の内部業務目的以外で利用する行為。② 本サービスあるいは本約款に基づき付与された権利について、許諾範囲を超える利用、許諾、本サービスの複製、第三者への再使用(利用)許諾、再販、頒布および譲渡等する行為。③ 本サービスを改ざんまたは消去し、あるいは本サービスを構成するソフトウェアを変更、改良、解析(リバースエンジニアリングを含む。)、逆アセンブルおよび逆コンパイルする行為。④ 他者になりすまして本サービスを利用する行為、あるいはパスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウントもしくはコンピュータシステム、または本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為。⑤ パリオセキュアおよび他者の設備またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。⑥ ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為。⑦ パリオセキュアまたは第三者の名誉、プライバシー、信用または財産権等の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為。

る行為。⑧ 法令、条例等に違反する行為もしくは公序良俗に反する行為。⑨ パリオセキアが定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法またはパリオセキアが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為。⑩ パリオセキアが提供する本サービスの運営を妨げる行為。⑪ 前各号の趣旨に照らし、パリオセキアが不相当と判断した行為。

#### 第10条 (アクセス権)

1. お客様は、パリオセキアが技術的な問題の解決のため、またはお客様からのご要望に基づき、お客様による所定の手続き後、お客様のアカウントを利用して、本サービス上(お客様のデータを含みますがこれに限られません)にアクセスすることがあることを了解するものとします。

#### 第11条 (お客様のデータの利用等)

1. お客様は、本サービスを利用する過程において、お客様のデータがパリオセキアの管理するシステム外に送信され、また、その範囲内で、パリオセキアがお客様のデータの個人情報保護、安全性または完全性について責任を負わないことを了解するものとします。
2. パリオセキアは、お客様の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えてお客様および利用ユーザが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報(以下、「保存データ」といいます。)を任意でバックアップできるものとします。
3. パリオセキアは、本契約終了に伴い、パリオセキアの別途決定する保管期間の経過後、保存データを削除します。本契約終了後は、保存データについて、その保管、削除、バックアップ等に関してお客様または第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。
4. パリオセキアは、次の目的によるパリオセキアが判断した場合を除き、保存データに対し、監視およびアクセスを行うことはありません。① サービスシステムの安全な運営のため。② 本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため。③ 本サービスのサポート上の問題に関連してお客様からパリオセキアに要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため。
5. 各サービスを無償版でご利用の場合、パリオセキアはおお客様の承諾を得ることなく、当該サービスの改良のために一部の保存データを削除することができるものとします。
6. パリオセキアは、お客様の承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、次に掲げる場合に該当するとパリオセキアが判断した場合については、お客様の承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。① 法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手續上必要とされる場合。② パリオセキア、提携先、他のお客様、または第三者の権利を保護するために必要な場合。
7. 本サービスの一部の機能として、提携先のサービスと連携する機能があります。お客様が当該機能をご利用になる場合には、当該機能の利用において登録されたデータが提携先に提供される場合があります。
8. パリオセキアは、本サービスの提供、品質向上、利用環境の性能向上、お客様からのお問い合わせ対応のため、お客様のアクセスログを利用することがあります。

#### 第12条 (秘密保持)

1. 本契約において「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示者」といいます)が、その形態および媒体にかかわらず、相手方(以下「受領者」といいます)に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたか、または情報の性質および開示の状況に鑑みて、秘密であると合理的に理解されるべきものをいものとします。なお、秘密情報には、次の情報が含まれますが、それらに限定されず、かつ次の情報には秘密である旨の指定を要さないものとします。① 本契約の条件。② 開示者の事業、マーケティング計画、テクノロジーおよび技術情報、製品設計、財務情報およびビジネスプロセス。③ 本サービス。④ お客様のデータ。
2. 次に該当する情報は、その該当する範囲内において秘密情報とはみなされないものとします。① 開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報。② 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報。③ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報。④ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報。
3. 次項および第5項を条件として、また開示者が明示的に書面で別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとします。① 本契約期間中に限り、本契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲のみ、開示者の秘密情報を使用すること。② 開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員、承認された再委託業者およびその従業員に対してのみ、受領者が本契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲のみ開示すること。③ 本契約期間中およびその終了後2年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示を防止すること。④ 受領者が開示者の秘密情報を開示した者が、上記①②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守(次項および第5項を条件とする)、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも本契約に定めるものと同等に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること。
4. 前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。但し、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知(法的に許容される限り)を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示若しくは使用を防止し若しくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。
5. 第3項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務顧問

に対して、真正な法令、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。但し、開示者は、それらの者が第3項の①②および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。

6. 各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の要員および再委託業者が遵守することを確認するものとします。
7. 各当事者は、受領者が本条の条項の何れかに違反しまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、従って、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反の虞に対する差止命令による救済を求める権利を有することを了解し、同意するものとします。
8. 本契約の満了若しくは解約時の開示者の書面による要請とともに(またはそれ以前の開示者の書面による要請があった時)、受領者は以下の義務を負うこととします。(a) 形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料の、形態または媒体の如何を問わず、すべての原本および複製で、受領者の所有または管理下にあるものを、速やかに開示者に引き渡し、受領者は、すべての開示者の秘密情報を、すべての受領者のコンピュータシステム、検索システムおよびデータベースから消去するものとします。(b) 受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。上記にかかわらず、本契約満了または解約後のお客様のデータの返還または廃棄に関するパリオセキアの義務については、前条第3項にのみ準拠するものとします。

#### 第13条 (本サービスの一部の一時中断・停止等)

1. パリオセキアは、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断もしくは停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。① 当社の過失に基づかない電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。② 当社の過失に基づかない電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。③ 当社の電気通信設備システムのメンテナンス等のやむを得ない事由が生じたとき。④ 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。⑤ 当該サービスを提供する提携先が別途中断・停止等の事由を定め、当該事由が生じたとき。⑥ 本サービスの適切な運用をする上で当社が本サービスの一部の一時中断もしくは停止が必要と判断したとき。
2. 前項のほか、パリオセキアは、電気通信事業法第8条に基づき、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を停止または中止する措置をとることができるものとし、これらに対し何らの責任を負わないものとします。

#### 第14条 (お客様の事由による本サービスの停止)

1. パリオセキアは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合は、期間を定めてお客様に対する本サービスの一部または全部の提供を停止できるものとします。① 本サービスの利用申し込み、その他パリオセキア所定の手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。② 第9条(制限事項)のお客様の義務の規定に違反したとき。③ 前二号に掲げる場合のほか、本約款に違反する行為でパリオセキアの業務の遂行またはパリオセキアの電気通信設備に支障を及ぼすおそれがある行為をしたとパリオセキアが判断したとき。④ お客様が仮差押、差押、再生手続き、破産または会社更生の申立が行われた場合。⑤ 裁判所等による停止命令が出された時。⑥ 前各号に掲げる場合のほか、お客様の利用態様が、パリオセキアまたは他のお客様の利益を損なう恐れがあるとパリオセキアが判断し、その利益保全のために他にとる効果的な手段がないとき。
2. パリオセキアは前項の規定により、本サービスを停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をパリオセキアが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、パリオセキアはお客様へ通知することなく本サービスを停止することができるものとします。

#### 第15条 (お客様の責任)

1. 本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、お客様は遵守する責任があるものとします。
2. お客様は、認証情報の無断使用、もしくはセキュリティ違反あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにパリオセキアに連絡するものとします。また、本サービスを構成するソフトウェアやドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとします。なお、パリオセキアは、お客様の通信もしくはデータへの無断アクセスもしくは改変、送信もしくは受信される情報(パリオセキアが実際に受信したかどうかにかかわらず)、データ、本サービスを介してなされた取引、または本約款の違反に基づく結果について、一切責任を負わないものとします。
3. お客様は、お客様のデータに関して生じた紛争等は自己の責任において解決し、パリオセキアまたは第三者に迷惑をかけず、何らの損害を与えないものとします。

#### 第16条 (限定保証)

1. 本サービスは、現状有姿のまま提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。パリオセキアは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、第三者の権利の不侵害、利用可能にするサーバにウイルスその他の有害な要素がないこと等について一切責任を負わないものとします。また、いかなる仕様変更の義務も負いません。

2. インターネットは、インターネットの利用度や電子取引等のデータ通信量などにより、制限されたり、遅れたりすることがあることをお客様は了解するものとします。

3. パリオセキユアは、本サービスの提供にあたり、お客様がパリオセキユアのサーバに転送し、経由あるいは蓄積されたお客様のデータがいかなる理由において破損または消失してもお客様または第三者に対して一切の責任を負わないことをお客様は了解するものとします。また、前項による遅延や遅延によるデータ損失等についてもパリオセキユアは一切責任を負わないものとします。

4. パリオセキユアは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。パリオセキユアは、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容について一切責任を負わないものとします。

#### 第 17 条 (責任の限定)

1. いかなる場合も、本契約に起因し又は本契約に関連する何れかの当事者の責任の総額は、契約責任、不法行為責任、又はその他の責任理論に基づくものかを問わず、本契約に基づきお客様が支払った料金の 12 か月分を超えないものとします。

2. 何れの当事者も、相手方に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、又は間接、特別、偶発的、結果的、補填又は懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為又はいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

#### 第 18 条 (解除)

1. パリオセキユアは、お客様につき次の各号の事由が生じたときは、何らの通知・催告なく、本サービスの提供を停止または中止し、本契約を解除することができるものとします。① 本約款の各条項の一に違反し、当該違反を是正するために相当期間を定めた催告後も是正されないとき。② 仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき。③ 公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき。④ 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき。⑤ 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき。⑥ 支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。⑦ 本約款に著しく違反し、または信頼関係を破壊する行為をしたとき。

2. 前項の解除は、パリオセキユアからお客様に対する損害賠償の請求を妨げない、また、お客様が前項各号の一に該当した場合、パリオセキユアに対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

3. 本サービスの提供を停止または中止し、本条に基づく本サービス提供の停止または中止期間が 30 日を越えた場合、パリオセキユアはお客様データの消失等について責任を負わないものとします。

4. 解除事由に基づき契約を解除した場合、パリオセキユアは、お客様から受領した本サービスの料金の返還義務を負わないものとします。

#### 第 19 条 (反社会的勢力との関係を理由とする契約解除)

1. お客様は、パリオセキユアに対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜・プロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および直接または間接を問わず、次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. パリオセキユアは、前項の表明保証・確約に反して、お客様またはお客様の役員もしくはお客様の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したとき、もしくは、該当するおそれがあると判断したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができるほか、本サービスの利用申込を直ちに拒絶することができるものとします。

3. 前項の場合においてパリオセキユアは、お客様に対し、第 1 項の表明保証・確約に反する、または反しているおそれがあると判断したその内容及び根拠に関し、お客様に対して何ら説明または開示する義務を負わないものとし、契約の解除または利用申込の拒絶に起因または関連してお客様に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。

4. 本条に基づく解除または利用申込の拒絶は、パリオセキユアからお客様に対する損害賠償の請求を妨げないものとし、またお客様が第 1 項の表明保証・確約に反する、または反しているおそれがあると判断したときはパリオセキユアに対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

#### 第 20 条 (サービスの終了)

1. お客様が本約款に違反した場合、パリオセキユアは、その裁量により、お客様の認証情報を無効にし、あるいは本サービスの使用を停止、終了させ、本サービス内のデータの削除および廃棄をすることがあります。

#### 第 21 条 (お客様による補償)

1. お客様は、本サービスの違反利用もしくは本約款の違反により、あるいはこれと関連して発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費(弁護士費用を含む)について、パリオセキユアを補償し、損害を生じさせないものとします。

#### 第 22 条 (第三者の権利侵害)

1. 本サービス内容あるいはその利用方法等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害または侵害したとして、第三者からお客様に対して裁判上または裁判外の請求がなされた場合、お客様は、パリオセキユアに対して、当該請求を受けた日から 15 日以内に請求の事実および内容を通知し、当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関して実質的な参加の機会および決定の権限を与え、かつパリオセキユアにとって必要な協力をすることを条件として、パリオセキユアは、自らの費用と責任において当該請求につき解決するものとし、また、これにより生じたお客様の損害を合理的な範囲で賠償するものとします。

2. 前項の請求原因が、パリオセキユアの責に帰すべからざる事由である場合、パリオセキユアは前項の責任を負いません。

#### 第 23 条 (免責)

1. お客様は、本サービスを試使用もしくは評価目的かつ無償で利用する場合、本契約に関してパリオセキユアの帰責事由に起因してお客様が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、パリオセキユアがお客様に対して一切の責任(前条第一項の責任を除く)を負わないことを了解するものとします。

#### 第 24 条 (約款の変更)

1. パリオセキユアは、パリオセキユアが必要と判断した場合、パリオセキユアのホームページに掲載することにより、本約款または本サービスの内容をいつでも変更することができるものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。

2. お客様は本約款変更後に本サービスを継続して利用することにより、変更後の本約款につき同意したものとみなされます。これらの本約款の変更内容に同意できない場合、お客様は本サービスの利用をしないものとします。

#### 第 25 条 (再委託)

1. パリオセキユアは、本サービス提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、パリオセキユアは、自らの責任と負担により再委託し、当該再委託先に本約款に基づく一切の義務を遵守させるものとします。

#### 第 26 条 (財産権)

1. 本約款に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、パリオセキユアは本サービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含みます)を留保します。本契約に明示的に規定される場合を除き、いかなる権利も本約款に基づき契約されるお客様に許諾されません。

2. パリオセキユアは、お客様が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又は本サービスに組み込むことができる、無償、譲渡可能、サブライセンス化、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

#### 第 27 条 (存続条項)

1. 以下の条項は本契約の解約又は満了後も存続するものとします。第 9 条 (制限事項)、第 10 条 (アクセス権)、第 11 条 (お客様のデータの利用等)、第 12 条 (秘密保持)、第 17 条 (責任の限定)、第 21 条 (お客様による補償)、第 22 条 (第三者の権利侵害)、第 23 条 (免責)、第 26 条 (財産権)、第 28 条 (一般条項)

#### 第 28 条 (一般条項)

1. 本約款は、いかなる法域の抵触法の規定にかかわらず、日本国の法律に準拠するものとします。

2. 本約款または本サービスに関連する一切の紛争、訴訟、請求および訴因については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3. 本約款に別段の記載がある場合もしくはお客様とパリオセキユアの両者捺印形式の書面による合意を除き、本約款に関する注文書以外の注文書や印刷されたフォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本約款の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。

4. 本約款の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈され、他の条項は有効に存続するものとします。

5. 本約款または本サービスの利用を理由に、お客様はパリオセキユアとの間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係があるものではありません。また、パリオセキユアが本約款の権利および条項を強制しなかった場合でも、パリオセキユアが書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことにはなりません。

6. 本約款は、本約款の対象についてのお客様とパリオセキユアとの間のすべての合意を構成するものであり、文書、口頭を問わずあらゆる事前および同時の交渉、議論、合意に優先するものとします。

7. お客様およびパリオセキユアは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。